

## 新潟県条例第69号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（審査会の設置等）</p> <p><b>第44条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に<u>建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u></p> <p>6 <u>専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。</u></p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 <u>専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>10 <u>委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>11 （略）</p> <p>12 <u>審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。</u></p> <p><b>第58条</b> <u>第44条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>（審査会の設置等）</p> <p><b>第44条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に<u>建議する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>8 （略）</p> <p><b>第58条</b> <u>第44条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。